

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

(平成17年9月28日条例第16号)

(令和4年12月20日条例第43号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 役務の提供を受ける契約で毎年継続して役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの
- (3) 施設の運営に係る役務の提供を受ける契約で、翌年度以降も継続的に当該役務の提供を受ける必要があり、かつ、当該契約の相手方が業務の履行に当たり機材若しくは備品の購入又は人材の確保をするため、相当の初期投資及び準備期間を必要とするもの

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月20日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。